

- ・汎用機器・設備（凍結乾燥機，低温実験室）
 - ・フォトセンター（大判ポスター・写真作成・画像処理）
 - ・受託サービス（電顕試料作製・DNA シーケンス・セルソーティング等）
- 2) サービス
- ・電子顕微鏡試料作製サービス
 - ・受託ペプチド合成
- 3) 連絡先
- 岡山市北区鹿田町二丁目 5 番 1 号 岡山大学医学部共同実験室
Tel. 内線（鹿田）7472 Fax. 内線（鹿田）7483
メール kyo2@md.okayama-u.ac.jp
ホームページ <http://www.hsc.okayama-u.ac.jp/med/med-jikken/>

(3) 産学官連携の支援等に関する Q & A

1) 大学発ベンチャー，兼業

Q1 教員がベンチャー企業の設立に関与する際，何か制約があるのでしょうか？

A 大学発ベンチャー企業の設立に関与する場合，発起人や取締役等になる場合は，役員兼業に相当しますので，学長の承認が必要です。

Q2 大学発ベンチャー企業創出の際，大学から出資してもらえるのでしょうか？

A 現在本学が大学発ベンチャー企業に出資する制度は設けられていませんが，本学は金融機関等と包括連携を結んでいるので，資金調達計画や経営指導等の経営面での全面的支援を受けることができる可能性がありますので，研究推進産学官連携機構産学官連携本部にお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先：内線（津島）8465)

Q3 外部機関から講演会講師として呼ばれました。日当と謝金の支給はありませんが，交通費は支給されます。この場合の学内手続きはどうすればよいのでしょうか？

A 法人業務以外の業務に従事する場合は，通常兼業承認手続きが必要ですが，兼業に従事する日数が2日以内の場合，3日以上7日以内で総従事時間数が10時間未満の場合は，承認手続きは不要です。ただし，勤務時間以外に従事していただくことが必要なため，必要に応じて，年次有給休暇の手続きを行って下さい。

Q4 県内のインキュベーション施設について教えて下さい。

A 岡山県内には，次のような施設があります。

- ①岡山大インキュベータ
- ②ビジネスインキュベーター岡山（BIO：Business Incubator Okayama）

- ③ i-box にいみ
- ④岡山リサーチパークインキュベーションセンター (ORIC : Okayama Research park Incubation Center)
- ⑤岡山クリエイティブセンター (Okayama Creative Center)
- ⑥有限責任事業組合インキュベーションセンター岡山ニテラス (Limited Liability Partnership Incubation Center Okayama Niteras)
- ⑦くらしきベンチャーオフィス (KBO : KURASHIKI VENTURE OFFICE)

県内にインキュベーション施設が整備されてきたことに伴い、各施設間の情報交流を促進し、連携を強化して入居者の速やかな成長を図るため、平成14年5月22日に「おかやまインキュベータ協議会」が設立されました。上記の①から⑦の施設もこの協議会の傘下にあります。

連絡先：おかやまインキュベータ協議会事務局
(Okayama Incubators Association : OIA)
〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山1F
Tel. 086-286-9626

Q5 大学発ベンチャー企業の育成にはどのような目的があるのですか？

A 以下の目的があります。

- ①ベンチャー企業の育成によって、大学研究成果の技術移転を促進し社会貢献を実現する。

技術移転先が既存企業の場合、他の開発課題との比較や、他事業との関係で製品化されないケースや、身軽に動きにくいことがあります。ベンチャー企業の場合、その研究・技術に命運を掛け、身軽に開発を追求できますので、技術シーズを育て完成させるには良い環境になり得ます。大学の研究成果を次々にベンチャー企業に移転することによって、継続的なイノベーション創出モデル、収益モデルの確立や、雇用創出、学生の進路選択多様化も期待できます。

- ②技術移転先のベンチャー企業から将来得られる収入で、大学の経営安定化を図る。

日本の場合、国立大学の株式取得には制限がありましたが、法人化後、平成17年3月に「寄付及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」及びQ&Aが通知され、その後「学内規制及びその適切な運用の為のガイドライン」が策定されたことにより、学内規則化する大学も見られるようになりました。

Q6 医学系ベンチャー創業のプロセスには、他の分野と違いがありますか？

A 特別なプロセスの違いはありません。他の技術分野のベンチャーと同様、有望な技術や研究成果をもとに必要な資金・人材を確保しながら、起業・経営していくことになります。大学発ベンチャーの場合、研究者が技術と経営の両方を一人で担おうとする傾向がありますが、研究者にとって経営は不慣れな部分が多いため、経験豊かで事業化に意欲を持つ有能なパートナーを確保して経営を任せることも必要です。

一方、創業化のプロセスには他の技術分野のベンチャーと決定的に異なる部分があり

ます。それは国の許可が必要になる、ということです。国の許可を得るためには、動物実験に始まり、最終的に臨床試験で副作用の有無等の安全性を確認しなければなりません。このため、長い時間と多額の資金が必要になります。また、医工連携型のベンチャーの場合、医療サイドと工学サイドの要求や目標が異なることがあり、相互の理解と協力的なしには成り立ちません。

(4) 利益相反に関する Q&A

Q1 利益相反とはどのようなことですか？

A 大学の「知」を社会還元する上で重要な方策が産学官連携です。産学官連携を推進する職員等は「二足のわらじ」を履く状態になります。このとき、本来業務である大学における利益が連携相手の利益と対立、衝突することがあります。このような状態を利益相反と呼びます。

Q2 責務相反とは何ですか？

A 大学の職員が兼業活動で企業等の学外機関に職務遂行責任を負っていて、大学における本来の職務遂行責任と両立し得ない状態を「責務相反」と呼びます。例えば、外部活動へ時間配分を優先させるあまり、学生への教育や研究指導がおろそかになるといった状態を指します。

Q3 利益相反マネジメントの基本的な考え方を教えて下さい。

A 本学は以下に示す内容を利益相反マネジメントの基本的な考え方としています。

- 1) 岡山大学知的財産ポリシーで明示されているように、教職員の技術移転活動に対する貢献を奨励し、評価に反映するとともに、教職員は技術移転を積極的に推進することを責務の一つとしています。
- 2) 本学は技術移転活動等の産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、役職員の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正にマネジメントを行い、解決のための対策を講じます。
- 3) 本学は利益相反マネジメントについて、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、産学官連携を推進します。

[参考] 国立大学法人岡山大学利益相反マネジメントポリシー

Q4 利益相反はなぜ問題になるのですか？

A 大学本来の活動に対して、十分に職務を果たしていないのではないかという疑念を社会に抱かせる恐れがあるからです。このことは大学の社会的信頼を損ないかねず、ひいては大学が行う産学官連携活動の推進そのものが損なわれます。わが国では産学官連携活動が急激に拡大しつつあり、国立大学法人化や職員等の兼業規制の緩和により、職員等がコン